佐渡市高齢者保健福祉計画 ・第7期介護保険事業計画

平成30年3月

佐 渡 市

はじめに

介護を必要とする人を社会全体で支える仕組みとして、平成 12 年に導入された介護保険制度も、今年で 17 年を経過し、国では団塊の世代が 75 歳以上となる平成 37 年度(2025 年)を見据えて、地域包括支援システムのさらなる深化と介護保険制度の持続を確保するため、今年度の介護保険法改正が行われました。

佐渡市では、平成29年9月末現在、高齢化率40.4%となっており、平成37年度には、高齢化率43.6%と推計している。また、要介護要支援認定者数や高齢者のひとり暮らし、認知症の高齢者数についてもほぼ横ばいで推移するものと見込んでおります。

このような現状を踏まえて、介護が必要となった場合にサービス提供ができるよう施設の整備を、また施設が必要な状態にならないよう介護予防を更に推進することで、高齢者の皆様が、生涯現役として地域や社会との関わりを持ちながら生活できるような島、佐渡市独自の地域包括ケアシステムを充実していくことが重要と考えております。

引き続き本計画に基づき、市民の皆様の参加と、関係機関との緊密な連携・協働のもと、高齢者が重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、全力で取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提案をいただきました佐渡市高齢者等福祉保健審議会委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただきました多くの市民の皆様に、心からお礼申し上げますとともに、計画の実現に向けて、より一層のお力添えを賜りますようお願いいたします。

平成30年3月

佐渡市長 三浦 基 裕